

お知らせ なんたん



第4号(2の1)平成18年3月10日発行

4月9日は京都府知事選挙の投票日です

— 期日前投票 3月24日から4月8日まで —

投票できる方は、日本国民で昭和61年4月10日以前に生まれた方で、引き続き南丹市の区域内に3ヵ月以上住所を有する方(平成17年12月22日以前に住民登録された方)です。

●最近、南丹市へ転入してこられた方の投票方法

平成17年12月23日以後、京都府の市町村から南丹市へ転入してこられた方は、もとの住所地の投票所で投票することができます。ただし、選挙人名簿に登録されていることが必要です。

また、4月9日(投票日当日)に都合の悪い方は、それまでにもとの住所地の選挙管理委員会で期日前投票をすることもできますが、いずれの場合であっても南丹市が発行する居住証明書類の提出をしないと投票できませんので、南丹市各支所の窓口(健康福祉課)で居住証明書類の交付を受けてください。

●郵便による不在者投票について

身体障害者手帳などをお持ちで一定の障害のある方については、郵便を利用して在宅で投票できる「郵便による不在者投票制度」があります。この制度を利用するには、事前に手続きをして「郵便等投票証明書」の交付を受けていただく必要があります。

すでに「郵便等投票証明書」をお持ちの方には、もう一度証明書を確認いただき有効期限が切れていないか確認をお願いします。有効期限が切れていましたら再度申請願います。

○障害の程度・・・両下肢、体幹、移動障害、心臓、じん臓、呼吸器など

○手帳の等級・・・障害の種類により1級から3級まで

○介護保険認定者・・・「要介護度5」の方

※障害の種類(上肢または視覚)により代理投票制度があります。該当される方は「代理記載者」の届出が必要です。

◇問合せ先 南丹市選挙管理委員会 TEL) 68-0002

技能修得資金(第1次申請)の受付について

平成18年度技能修得資金の第1次申請を下記により受け付けます。

- 受給資格 ①南丹市内に居住し、経済的理由により技能修得が困難なこと。
②満20歳に達する日以後の最初の3月31日までに施設に入所すること。
③技能修得期間が1年以上で、授業時間が原則として1週間18時間以上の技能修得施設に入所すること。
④技能を修得することが世帯の自立更生に役立つこと。
- 必要書類
・技能修得資金支給申請書
・申請者の属する世帯全員の所得証明
・在学(籍)証明書
・同意書
- 受付期限 平成18年3月24日(金)
- その他 申請書は、南丹市役所各支所の健康福祉課および福祉事務所で受け付けます。詳細についての問い合わせは、下記へお願いします。

◇問合せ先 京都府南丹保健所 福祉室 TEL) 62-0363

届いていますか「きょうと府民だより」

京都府が発行している「きょうと府民だより」(京都府広報紙)は、毎月第1日曜日に、新聞折り込み(京都、朝日、読売、毎日、産経、日経の各新聞)により、皆様のご家庭にお届けしています。

新聞を購読されていないなどの理由で届いていない場合、ご連絡いただければ無料でお送りしますので、ご希望の方は京都府広報課までご連絡ください。また、府内在住の視覚障害の方を対象に点字版、文字拡大版およびテープ版も発行しているほか、京都府ホームページ(<http://www.pref.kyoto.jp/>)からもご覧いただけます。

◇問合せ先 〒602-8570(住所記入不要) 京都府広報課
TEL) 075-414-4074 FAX) 075-414-4075

遊 you ひよし「ビデオ上映会」のお知らせ

南丹市日吉町生涯学習センターで、「どんぐりの家」のビデオ上映会を開催します。春休みの一日「遊 you ひよし」ホールの大型スクリーンで、アニメをゆっくりとご覧ください。事前申込みは不要です。どうぞお誘い合わせて気軽にご鑑賞ください。

- 日時 3月25日(土) 午後2時～(午後1時30分開場)
- 場所 南丹市日吉町生涯学習センター「遊 you ひよし」ホール
- 入場料 無料
- 上映時間 110分 字幕スーパー
- 作品紹介 ドキュメンタル・アニメーション 「どんぐりの家」

《私は生まれた 愛されるために そして 愛を伝えるために》

聴覚障害に加え知的障害や精神障害を合せ持つという重いハンディを背負った子ども達の成長を願い、苦しみながらも歩いていく両親や家族、それを支える人々のひたむきな姿、そこに流れるヒューマニズムと協同の精神は、現代社会の人間の生き方、子育てや教育のあり方を見つめ直し、福祉の原点を問いつける作品です。

◇問合せ先 南丹市日吉町生涯学習センター
TEL) 72-3300 FAX) 72-3311
Eメール) be-hiyoshi@city.nantan.kyoto.jp

市営住宅入居者募集について

●募集する住宅

- ・園部向河原団地(公営住宅) 3DK 8戸
- ・園部向河原団地(公営住宅) 2DK 2戸
- ・園部向河原団地(公営住宅) 1DK 1戸
- ・園部向河原団地(特公賃住宅) 3LDK 3戸
- ・園部向河原団地(特公賃住宅) 1DK 3戸
- ・日吉片野団地(公営住宅) 3K 2戸
- ・美山安井団地(公営住宅) 3LDK 1戸
- ・美山中団地(特公賃住宅) 2LDK 1戸

●入居資格の主なもの

- (1) 現に同居し、または同居しようとする親族がある方。
- (2) 公営住宅法に定められた基準収入以下であること。
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかかな方であること。
- (4) 現に南丹市内に住所、または勤務場所があること。
- (5) 市町村税等を滞納していない方であること。
- (6) 南丹市内に居住し、独立の生活を営み、申込者と同程度または、それ以上の収入を有する連帯保証人が2人あること。

●申込方法

住宅入居申込書と添付書類(入居予定者全員の住民票、所得を証明する書類、市税等納付証明願、申述書等)を提出してください。

※申込書等の様式は各支所建設課にありますので、お問い合わせください。

●申込受付期間および場所

- (1) 受付場所 各支所建設課
- (2) 受付期間 平成18年3月17日(金)～3月24日(金)
(ただし、土・日・祝日を除く)
午前9時～11時30分・午後1時～4時30分まで

●入居選考方法および選考決定日時

- (1) 選考方法 入居資格を有する者の内から、南丹市営住宅の設置及び管理に関する条例、南丹市特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例等に基づき選考する。
- (2) 選考決定日 平成18年4月上旬(予定)

●入居時期 平成18年4月下旬以降(予定)

◇問合せ先 土木建築課 TEL) 68-0051
各支所 建設課
TEL) 園部 68-0013 八木 68-0024
日吉 68-0034 美山 68-0043